

安全運転支援装置取扱事業者（後付け装置取扱事業者の店舗等）様へのお願い

三春町高齢者安全運転支援装置設置費補助制度

高齢運転者による交通事故が社会問題となっています。

特にアクセルとブレーキの踏み間違いによる誤発進は、大きな事故につながります。

三春町では、後付けの安全運転支援装置（ペダル踏み間違い急発進等抑制装置）（以下安全装置という。）の購入及び設置費用の一部を補助します。

補助制度の実施にあたり、国のサポカー補助金にあわせて、お客様への本町の補助制度の説明及び書類の発行等についてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

補助制度を説明していただく際の注意点

- (1) 補助申請をするためには、いくつかの条件があります。条件に該当しない場合は、補助金を受け取ることができませんので、補助制度の説明にはご注意ください。制度チラシ等であらかじめ補助条件等の詳細を確認するようにご案内ください。
- (2) 安全装置は、すべての車両に設置できるものではないため、使用している自動車に設置できるかどうかを必ず事前に後付け装置取扱事業者の店舗等にご確認いただくように、町民へ説明しています。ご相談がありましたら、安全装置の設置の可否、設置費用等について、ご説明をお願いします。
- (3) 安全装置の性能について、自動ブレーキが作動する、通常走行中でも作動する、すべての自動車に設置できる等の勘違いをされている方がいらっしゃいます。安全装置の設置後にトラブルにならないように、設置する前の事前相談に来店された際には、十分にご説明をお願いします。
- (4) 後付けの安全装置は、あくまでも運転を補助する装置であり、運転者が交通ルールを守り、安全運転することが基本です。安全装置の機能と適切な使用方法等を十分に申請者にご説明いただき、申請者が過信せずに安全運転できるようにご協力をお願いします。
- (5) 本資料、制度チラシ、三春町ホームページ等を御利用いただき、会社内、関連店舗、関連企業等、幅広く情報を展開していただけると幸いです。

補助対象者

- (1) 三春町に住民登録があり、満65歳以上の方（申請する年度内に65歳以上となる方）
- (2) 令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を販売取付事業者（自動車整備事業者・カー用品量販店等）で購入・取付し、支払いを完了した方
- (3) 自動車運転免許証を保有している方

書類の発行について

本町への補助申請にあたり、下記の書類の発行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

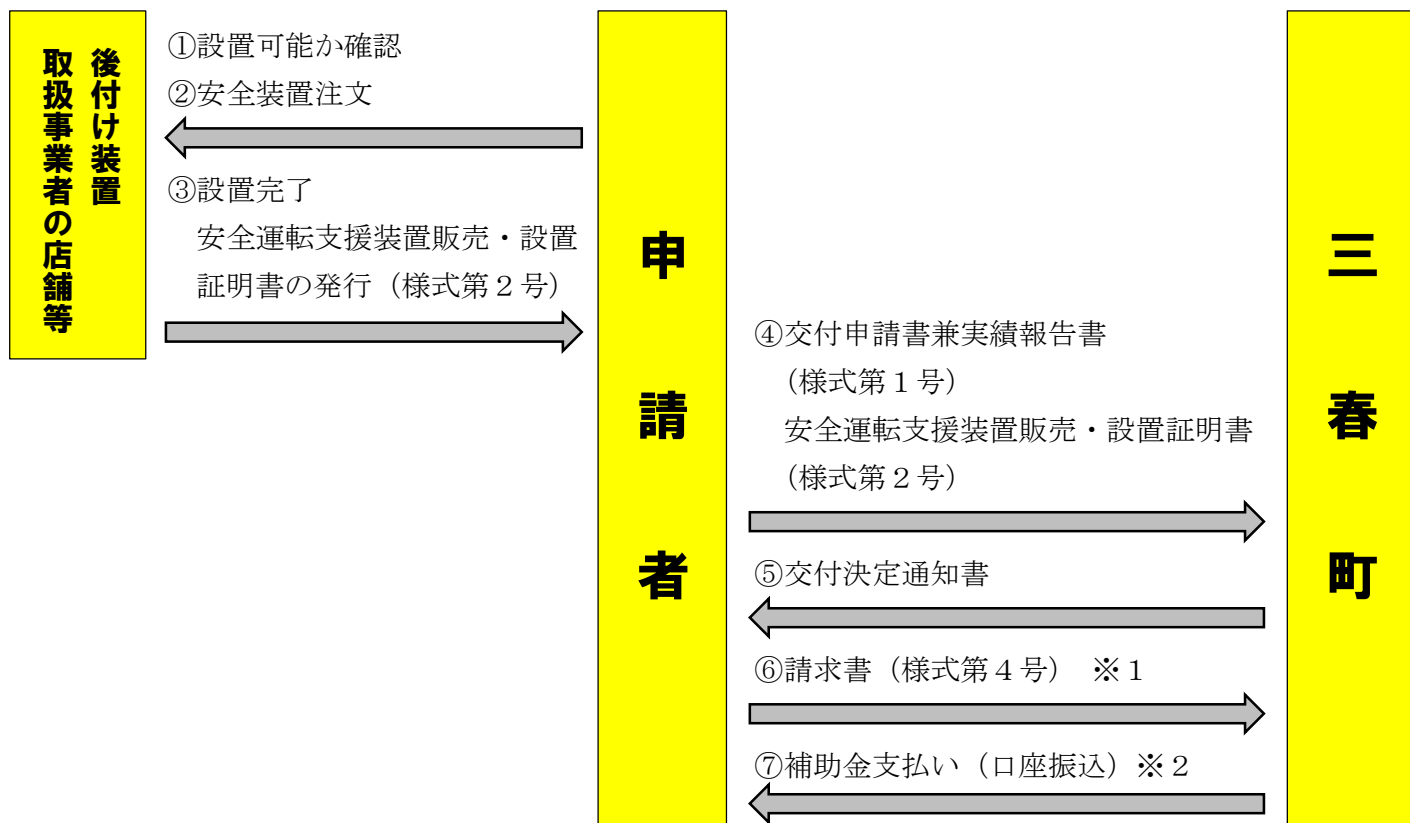
- ①代金の支払手続が完了したことを証する書類（領収書の写し等）
- ②安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）

①、②共に、申請者本人名義のものがが必要です。②は指定の様式第2号にご記入の上、発行をお願いします。

また、②は、補助金額を算出するために、安全装置の購入及び設置に係る費用をしっかりと確認できることが重要です。

安全装置の設置の際に行った自動車の故障箇所の修理もしくは補修又は改良もしくは改造に係る費用は補助対象経費に含まれませんので、区別して記載してください。なお、安全装置に付随するオプション商品（データシステム「ウインカー連動キャンセルアダプター」等）は補助対象となります。

補助金を受けるまでの流れ



※1 請求書は、申請書の提出時にあわせて提出していただくことができます。

※2 補助金の受取方法は、申請者名義の口座振込に限ります。現金等での受け取りはできません。

お問い合わせ先

三春町役場 2階 総務課 自治防災グループ

TEL : 0247-62-1114 FAX : 0247-61-1110